

賛助会員規程

平成24年4月 1日制定

平成25年3月18日改訂

平成27年3月25日改訂

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第4項及び第47条第4項の規定に基づき、公益財団法人国際超電導産業技術研究センター（以下「センター」という。）の賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、定款第3条（目的）に賛同し、同第4条（事業）に協力するものをいう。

2 賛助会員は普通賛助会員と特別賛助会員からなる。

(特典)

第3条 普通賛助会員は、センターの事業活動に参加し、かつセンターから情報及び資料の提供、刊行物の配布、シンポジウム等への優先的参加等の特典を受けることができる。

2 特別賛助会員は、前項の特典に加え、研究員の派遣、工業所有権に関し別に定める特典を受けることができる。

(入退会)

第4条 賛助会員として入会しようとするものは、センターに入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 賛助会員が退会しようとする時は、センターに退会届を提出するものとする。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は、賛助会費を毎年度5月末までに納入するものとする。

2 賛助会費は、次に定める一口以上とする。

(1) 普通賛助会員

種別	賛助会費
一部上場企業及びそれに相当する企業	一口 100万円
二部上場企業及びそれに相当する企業	一口 50万円
サービス業	一口 50万円

(2) 特別賛助会員

前号に規定する賛助会費に加えて、特別賛助会費 一口100万円。

なお研究員を派遣する場合は、細則で定める金額を加算する。

3 事業年度開始後、入会した賛助会員に係る当該事業年度の賛助会費については細則で定める。

4 賛助会員が退会した場合、既に納入した賛助会費は返還しない。

(会費の用途)

第6条 第5条の会費は、毎事業年度合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年4月1日)

3 財団法人国際超電導産業技術研究センターの賛助会員である者は、第4条の規定にかかわらず公益財団法人の設立の日にセンターの賛助会員になったものとみなす。

附 則 (平成25年3月18日)

この規程は平成25年度から適用する。

附 則 (平成27年3月25日)

この規程は平成27年度から適用する。